

患者様へご案内（保険医療機関における書面掲示）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 当院は以下の各種指定を受けた医療機関です。

生活保護法に基づく指定医療機関

被爆者一般疾病医療機関

難病医療費助成指定医療機関

2. 当院は、特掲診療料の施設基準に適合している保険医療機関として以下の事項を

関東信越厚生局に届け出ております。

明細書発行体制等加算について

- ・当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。
- ・明細書は原則としてすべての患者様に発行することにしておりますが、不要な場合には発行いたしませんので、受付にお申し出ください。

夜間早朝等加算について

- ・平日の18：00以降、土曜日の正午以降に受付をされた場合は、夜間早朝等加算の対象となりますので、予めご了承ください。

一般名での処方について

- ・後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

医療情報の活用について

- ・当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータから取得する情報を活用して診療をおこなっています。

医療情報取得加算について

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療DX推進体制整備加算について

- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行っています。

情報通信機器を用いた診療（初・再診料）について

- ・情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬の処方はいりません。

生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）について

- ・当院は、患者様の状態に応じ、28日以上長期投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付する対応が可能です。
- ・生活習慣病管理料を算定するにあたり、患者様に対して療養計画書により丁寧な説明を行い、同意を得るとともに、当該計画書への署名をいただいております。

その他の加算について

- ・当院は、令和6年6月1日以降、以下の項目を診療費に加算いたします。

外来データ提出加算

外来・在宅ベースアップ評価料（1）

外来感染対策向上加算

以上

浦安ツバメクリニック

URAYASU TSUBAME CLINIC

